

広島県収受		
第		号
29.4.-3		
処理期限	月	日
分類記号	保存年限	

薬生薬審発 0331 第 1 号
平成 29 年 3 月 31 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

エボロクマブ (遺伝子組換え) 製剤及びアリロクマブ (遺伝子組換え) 製剤
の最適使用推進ガイドラインについて

経済財政運営と改革の基本方針 2016 (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定) において、革新的医薬品の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、革新的医薬品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作成することとしました。

今般、エボロクマブ (遺伝子組換え) 製剤 (販売名: レパーサ皮下注 140mg シリンジ及び同 140mg ペン) 及びアリロクマブ (遺伝子組換え) 製剤 (販売名: プラルエント皮下注 75mg ペン、同 150mg ペン、同 75mg シリンジ及び同 150mg シリンジ) を使用する際の留意事項を別添 1 及び別添 2 のとおり最適使用推進ガイドラインとして取りまとめましたので、その使用に当たっては、本ガイドラインについて留意されるよう、貴管内の医療機関及び薬局に対する周知をお願いします。

